

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	四三	○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	四三
○福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則	四三	○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	四三
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	四三	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	四三
告 示	四三	公 告	四三
		○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件	四三

## 規 則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十九日

### 福島県規則第七十八号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の七の表イ中(10)を削り、(11)を(10)とし、同表ウ(1)中「鑑別」の下に「(汎用繊維)」を加え、同表ウ(2)中「織物鑑定」を「鑑別」に、「四、六三〇円」を「四、〇〇〇円」に改める。

### 附 則

福島県知事 佐藤 雄 平

この規則は、公布の日から施行する。

(産業創出課)

### 福島県規則第七十九号

福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

福島県土地改良法施行細則(平成十二年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十二号中「第九十六條の四」を「第九十六條の四第一項」に改め、同項第二十八号から第三十号までを削り、同項第三十一号中「第九十六條の四」を「第九十六條の四第一項」に、「(様式第三十一号)」を「(様式第二十八号)」に改め、同項第二十八号とし、同項第三十二号中「第九十六條の四」を「第九十六條の四第一項」に、「(様式第三十二号)」を「(様式第二十九号)」に改め、同項第二十九号とし、同項第三十三号中「(様式第三十三号)」を「(様式第三十号)」に改め、同項第三十号とし、同項第三十四号中「(様式第三十四号)」を「(様式第三十一号)」に改め、同項第三十一号とし、同項第三十五号中「(様式第三十六号)」を「(様式第三十三号)」に改め、同項第三十六号中「(様式第三十六号)」を「(様式第三十三号)」に改め、同項第三十三号とし、同項第二項第三号中「第九十六條の四」を「第九十六條の四第一項」に改める。

様式第二十二号中「~~96~~」を「~~96~~」に改める。

様式第二十八号から様式第三十号までを削る。

様式第三十一号中「~~96~~」を「~~96~~」に改め、同様式を様式第二十八号とする。

様式第三十二号中「~~96~~」を「~~96~~」に改め、同様式を様式第二十九号とし、様式第三十三号から様式第三十八号までを三様式ずつ繰り上げる。

様式第三十九号中「~~96~~」を「~~96~~」に改め、同様式を様式第三十六号とし、様式第四十号を様式第三十七号とし、様式第四十一号を様式第三十八号とする。

### 附 則

1 この規則は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県土地改良法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、改正後の福島県土地改良法施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届とみなす。

(農村計画課)

### 福島県規則第八十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営蓬萊団地の項中、「十二号棟」を削り、同表福島県営六人

町団地の項中

一号棟	〇・八一
四号棟	〇・八四

を

〇・八一
------

に改め、同表福島県菅滝尻団地の項中

一号棟から四十九号棟
------------

号棟まで

〇・八五
〇・七八

を

〇・八五
------

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

### 告 示

福島県告示第五百六十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年十一月十八日救急病院として認定した。

平成二十三年十一月二十九日

名称 所在地 福島県知事 佐藤 雄 平  
 済生会川俣病院 伊達郡川俣町大字鶴沢字川端二一四 平成二六年十一月一七日  
 (地域医療課)

福島県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十一月二十九日から平成二十四年三月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アテイ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番  
変更した事項
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日  
平成二十三年十一月十八日
- 五 届出をした者  
東邦精麦株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エコス棚倉店・セキショウ棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字新町七十二番  
ほか
- 二 法第八条第一項の規定により棚倉町から聴取した意見の概要  
意見なし。
- (商業まちづくり課)

## 公 告

## 公告第二百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十三年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

東根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 善作 伊達市保原町二井田字東畑五七番地

(農村計画課)

## 公告第二百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十三年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

磐城小川江筋土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

監事 中野 一巳 いわき市平中神谷字瀬戸二一番地

(農村計画課)